

○ 通商産業省告示第七百四十二号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三六の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらから派生した物を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。

なお、平成五年通商産業省告示第二百二十三号（輸出貿易管理令別表第二の三六の項の規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらから派生した物を定める等の件）は、平成十三年一月五日限り、廃止する。

平成十二年十二月十八日

通商産業大臣 平沼 赳夫

【最終改正】平成二十一年十二月七日経済産業省告示第三百三十九号

輸出貿易管理令別表第二の三六の項の経済産業大臣が告示で定める絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書Ⅱ又は附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらから派生した物は、次のいずれかに該当するものであって、同表第二の三七の項に掲げるもの以外のものとする。

一 ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品

二 ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品。ただし、植物の個体の一部、種子、球根、果実（果皮を含む。）及び加工品にあっては、ワシントン条約附属書Ⅲにより特定されるものに限る。